一般社団法人ｔｅｒｒａ定款

令和４年１０月１０日　作　　成

定　　款

第１章　　総　　則

（名　称）
第１条　当法人は、一般社団法人ｔｅｒｒａと称する。

（目　的）
第２条　当法人は、学校以外での学びの場を必要とする子どもたちを含めたすべての子どもたちが自分らしく生きるられるようサポートするとともに、地域の住民や企業等関係機関と協力し、多様な学び方を選べる社会づくりに寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）フリースクールの運営
（２）子ども第三の居場所事業
（３）地域探究学習に関する事業
（４）子育て支援、学習支援に関する事業
（５）カウンセリングなどの心理的支援事業
（６）教育コンサルティング
（７）ワークショップ、研修会、セミナー、シンポジウム等の運営
（８）各種機関との連携を深める活動
（９）その他この法人の目的を達成するため必要な事業
（１０）前各号に関連する一切の事業

（主たる事務所の所在地）
第３条　当法人は、主たる事務所を山形県天童市に置く。

（公告方法）
第４条　当法人の公告方法は、主たる事務所の掲示場に掲示する方法により行う。

第２章　　社　　員

（社　員）

第５条　当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

（入　社）

第６条　当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の申込をし、社員総会の承認を得なければならない。

（経費の支払義務）

第７条　社員は、社員総会で定める額の経費を支払わなければならない。

（社員名簿）

第８条　当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

②　当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

（退　社）

第９条　社員は、次に掲げる事由によって退社する。

１　社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、１か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

２　死亡

３　総社員の同意

４　除名

②　社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第３０条及び第４９条第２項第１号の定

めるところによるものとする。

第３章　　社員総会

（招　集）

第10条　当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から２か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

②　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

③　社員総会を招集するには、会日より１週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

（招集手続の省略）

第11条　社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議　長）

第12条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

（決議の方法）

第13条　社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第14条　社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使すること

ができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（社員総会議事録）

第15条　社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、代表理事が署名又は記名押印して１０年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第４章　　理事及び代表理事

（理事の員数）

第16条　当法人の理事の員数は、１名以上とする。

（理事の選任の方法）

第17条　当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（代表理事）

第18条　当法人に理事が２人以上いるときは、理事の互選によって代表理事１人を選定するものとする。

（理事の任期）

第19条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

②　任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

（報酬等）

第20条　理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第５章　　計　　算

（事業年度）

第21条　当法人の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までとする。

（計算書類等の定時社員総会への提出等）

第22条　代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

②　前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

（計算書類等の備置き）

第23条　当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日の１週間前の日から５年間、主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第24条　当法人の剰余金は、一切の分配を行わない。

（残余財産の帰属）

第25条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第６章　　附　　則

（設立時社員の氏名及び住所）

第26条　当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

山形県天童市糠塚一丁目１１番２０号
工藤美季
山形県天童市交り江一丁目６番２号
白鳥明美
山形県天童市一日町三丁目４番２３号
星野陽子

（設立時の役員）
第27条　当法人の設立時理事は、次のとおりとする。
設立時理事　　工藤美季
設立時理事　　白鳥明美
設立時理事　　星野陽子

（設立時の代表理事）
第28条　当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。
山形県天童市糠塚一丁目１１番２０号
設立時代表理事　　工藤美季

（最初の事業年度）
第29条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和５年９月３０日までとする。

（定款に定めのない事項）
第30条　この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人ｔｅｒｒａを設立のため、設立時社員工藤美季外２名の定款作成代理人である司法書士遠藤和法は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和４年１０月１０日

設立時社員　　山形県天童市糠塚一丁目１１番２０号
工藤美季
設立時社員　　山形県天童市交り江一丁目６番２号
白鳥明美
設立時社員　　山形県天童市一日町三丁目４番２３号
星野陽子

上記設立時社員３名の定款作成代理人
山形市鈴川町三丁目４番２１号タケシンビルＴ－５
司法書士　遠藤和法